

市川記念会政治参画フォーラム「誰も置き去りにしない社会を！」

日 時：2023年10月28日 午前10時～午後4時

場 所：東京都渋谷区代々木2-21-11 婦選会館

研 修：23年度第2回（公財）市川房枝記念会 政治参画フォーラム

1. 「シングルマザーの困難と女性の人権」

講師 小森 雅子氏

シングルマザーと子どもたちの生活はコロナ禍でさらに厳しさを増している。
自らは食べるものも食べずに子どもたちを養っている現実が日々、報道されるなか、
NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむの活動から問題点と対応策をきいた。

◎シングルマザーの現状と制度

○ひとり親家庭の収入状況

- ひとり親世帯 30年間で母子世帯数は84.9万世帯→119.5万世帯、1.4倍に。

- 父子世帯は17.3万世帯→14.9万世帯

- ひとり親になった理由は、80%が離婚・死別 5.3%・非婚 10.8%

- 就業率は高い

- 母子世帯の母 86.3%（非正規雇用 38.8%）・父子世帯では 88.1%

- しかし、年間就労収入は低い。

- 母子世帯の母 236万円（非正規では200万円）・父子世帯の父 496万円（398万円）

○収入階層からみた暮らし

0～100万円	22.3%	別居直後はこの収入。支援が必要だが生活保護は受けにくい。
---------	-------	------------------------------

100～200万円	35.8%	住民税非課税ライン。子どもも小さいうちは何とかなるが、大きくなるとギリギリの生活。ストレス高い。非正規雇用。
-----------	-------	--------------------------------------------------------

200～300万円	21.9%	日常生活はできるが、貯金わずか。
-----------	-------	------------------

300～400万円	10.7%	児童扶養手当の所得制限365万円。超すと支援なし。困難はあるが比較的安定。
-----------	-------	---------------------------------------

400万円以上	9.2%	大学進学費用が出せる。正社員ただし長時間荷重の可能性。
---------	------	-----------------------------

○児童扶養手当の課題

- 児童2人目の加算額10,420円、3人目以降6,250円、所得制限があり全額支給160万円。

- 同居親族の収入で対象外になることもあるが、親族の支援がない場合は生活困難に。

- 離婚成立までは支給されないため、別居期間に困窮を極める例もある。

○2020年2月からのコロナ禍で困窮度が増したところに物価高

- もともと非正規が過半数。失業ではなくシフト減。困難が認識されるまで時間がかかった。

- ・休校や登園自粛などで、家庭での食事回数が増え、食費増。
 - ・子どもを守るために自主退職した人も。育児の役割分担ができないため「自分が感染したら子どもはどうなる？！」
 - ・貸し付けや給付、食料配布など支援情報の提供が不十分。
 - ・傷つき体験などから、自分で発信する力が弱い。
- 2020年8月以降、臨時特別給付金などが支給されてきたが、聖俗的な給付が絶対的に必要。

2. 「年収の壁」はどう取り組むか

講師 西村 和彦氏

女性の働き方を大きく阻害している「年収の壁」。わが国の労働力不足への対処法として「女性が労働時間を短縮することなく働く環境づくり」が必要といわれながら遅々として進まない所以を説く。

◎ 「130万円」と「106万円の壁」

○パート主婦の収入が130万円を超えて、夫の扶養から外れれば第1号（国民年金と国保に加入）もしくは第2号（厚生年金と組合健保/協会けんぽに加入）になるため、可処分所得は15~20万円の減となってしまう。よって、パート主婦には、収入が130万円を超えないよう就労調整するインセンティブが働く。

○「106万円の壁」も同様であり、就労調整の誘因になる。ところが「106万円の壁」については、それまで第1号にしか加入できなかった者が106万円を超えて第2号に加入できれば、むしろ有利になる。つまり、106万円は第1号にとって超えた壁なのである。

○もっと根本的でありつつ、あまり知られていない「130万円の壁」と「106万円の壁」との相違がある。

- ・被扶養認定基準である「130万円」は厚労省の1977年通知に基づき、主婦パートの場合、夫の勤務先の健保組合が判定し、収入の範囲も基本給のみならず時間外手当や賞与を含むなど包括的である。

- ・これに対し「106万円」は、8.8万円が厚生年金法に記載された被用者保険適用基準が基になっており、パート主婦の勤務先が判定する。第2号の適用基準の原則は「正社員の労働時間の4分の3以上」であるが、「被保険者である従業員101人以上の企業」については、

①週労働時間20時間以上、②雇用期間の見込み2か月以上、③月額賃金8.8万円以上、④学生ではない、以上の4つが基準となっている。

106万円とは、③の12カ月分（105.6万円）を丸めて慣例的に用いられている数字なのである。

- ・しかも、8.8万円の範囲は、基本給のみであり、時間外手当や賞与は含まない。「年収106万円以上で社会保険に加入することになる」という解説は適切ではないこ

とになるのである。

◎「壁」問題の解決策

○解決策は2つの方向がある。

○ひとつは、社会保険方式の徹底であり、1985年以前の年金制度に戻すことに繋がる。

「専業主婦」は、かつてのように国民年金に任意加入とするか、強制加入としてもよい。ただし、これは保険料の未納が増加するなど「皆保険」の後退は覚悟しなければならない。

○もうひとつの方向は、「皆保険」という目的を重視して、基礎年金は税金で賄う「福祉」とし、報酬比例部分は社会保険として徹底することである。この制度体系は、1977年に社会保障制度審議会が提案しており、講師も「壁」問題の根本的解決の方向として考えている。

●いずれにしても「壁」問題は、女性を一段下に置いてきた制度設計の貧困以外何ものでもない。しかし、今後の労働力不足をいうならば、政府はなぜ女性労働力を増やす政策に転じないのか不思議でならない。しっかり働いて納税者となってもらい、老後はしっかり年金を受ける権利を獲得させる方が将来にわたって社会保障費を減らすことになるはずなのだが。

3. 女性に困難を抱えさせない健康福祉政策とは

講師 早乙女 智子氏

産婦人科医として自身も2度の出産、2度の流産、子宮外妊娠を経験した患者としての視点を持ちつつ診療を35年。（公財）ルイ・バーストル医療研究センターに勤務してきた知見で「世界基準から大きく遅れ、貶められてきた日本の女性の人権」をきいた。

◎「女性の困難」

○妊娠・出産の高校生、学校の勧めで「自主退学」

- ・高校生のカップルに妊娠が起こると、男子学生はそのまま学業をつづけるが、妊娠した女性の方は自主退学に追い込まれることがある。よくあること、仕方ないことと考えられてきた。高校は義務教育ではないが、妊娠したら学校をやめさせるというのは学ぶ権利を侵害している。

- ・文科省の調査では全国の公立高校で、妊娠・出産を理由に自主退学を退学に至ったケースが2015~16年度に32件あったことがわかっている。

- ・文科省は、①妊娠した生徒の学業の継続と具体的な支援を求めている。

- ・オランダには、親にも教師にも知られずに避妊や性感染症検査、中絶ケア、里子の先まで無料で相談できる「思春期センター」がある。日本でも仕組みを変えれば思春期の女性の健康を守ることができる。

●当該女性だけでなく、その新生児の人権を守ることでもあることを忘れてはならない。

◎国際セクシュアリティ教育ガイダンス改訂版（ユネスコ・2020）

- ・レベル1（5-8歳）、レベル2（9-12歳）、レベル3（12-15歳）、レベル4（15-18歳～）に沿って、以下のスキルを学習する。

- 1) 関係性 家族、友情、愛、我儘や受容、尊敬
- 2) 価値、権利、文化、社会
- 3) ジェンダーの理解 社会構築、公平性
- 4) 暴力と安全の担保 同意、プライバシー
- 5) 健康のためのスキル 意思決定、拒否、交渉
- 6) 人間生物学 解剖整理、生殖、思春期
- 7) 性行動 性反応
- 8) 健康、避妊、性感染症

◎「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は令和6年4月1日施行である。

○目的・定義：女性が日常生活または社会生活を営むに当たり、女性であることにより

さまざまな困難に直面することが多い。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援の施策を推進する。

→人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現をめざす。

- ・公布後3年をめどに、支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討し、施行後3年をめどに法律全体の見直しを定めている。

アートの力で学ぶ 聞き手

アートの力で学ぶ「聞き手」。アートの力で学ぶ「聞き手」は、アートを通じて、自分自身の心や、他人の心、社会の心を理解する力、表現する力を育むためのプログラムです。

アートの力で学ぶ「聞き手」

「見て、聴く、触る」力を育む「聞き手」。アートの力で学ぶ「聞き手」では、

アートを通じて、自分の心や、他人の心、社会の心を理解する力、表現する力を育む

アートの力で学ぶ「聞き手」。アートの力で学ぶ「聞き手」では、アートを通じて、

アートの力で学ぶ「聞き手」。アートの力で学ぶ「聞き手」では、アートを通じて、

アートの力で学ぶ「聞き手」。アートの力で学ぶ「聞き手」では、アートを通じて、

アートの力で学ぶ「聞き手」。アートの力で学ぶ「聞き手」では、アートを通じて、